

■2024 年度 A 日程 法曹コース特別選抜入学試験・一般入学試験
法律科目試験「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

いわゆるキャッシュカードすり替え型窃盗の事案につき、受け子が被害者宅に到着する前に窃盗の着手を認めた最決令和 4 年 2 月 14 日刑集 76 卷 2 号 101 頁を参考に作成した問題である。ただ、ベースとなった事案とは異なり、架け子が別人に対して電話をかけてしまっている点に留意しつつ論じることが求められていた。もっとも、実際には詐欺罪の成否を論じる答案がほとんどであった。その場合、最判平成 30 年 3 月 22 日刑集 72 卷 1 号 82 頁等を念頭に、「財物交付に向けた欺罔行為」等に当たるかどうかといった点を厳密に検討する必要があるが、解答のほとんどが「金融庁の者が向かうと嘘を言った」等の虚偽の事実を申し向けた点に言及するのみで、詐欺罪の構成要件該当性を判断するものとしては不十分な検討にとどまるものがほとんどであった。さらに、前提となるすり替え行為を「詐欺罪」と評価しつつ、その後の行為につき「事後強盗」の成否を論じるなど、犯罪類型の基本的な理解が不十分であると思われるものが散見された。

なお、A 方への接近までの行為に犯罪は成立せず、その後 C をナイフで脅して車を奪った行為を強盗罪として捉える、という構成もありうるが、恐喝罪としたものも相当数あり、反抗抑圧の程度など、両罪の相違が十分に理解されていない印象を受けた。

D が怪我をした点については、強盗の機会に生じたものとするれば強盗致傷罪となりうるし、強盗とは関係のないものと解すれば、自動車運転過失致傷罪の問題となりうる。しかしながら、傷害罪、業務上過失致傷罪、過失傷害罪、危険運転致傷罪などの成否を論じるものがかなりあった。

X、Y の共犯関係については、事前の計画段階での相談、各自の実行行為の分担といった問題文から読み取れる事情を基に、計画になかった行為を Y が実行したことについて X がどのような罪責を負うかを意識しつつ論じることが求められていたが十分に論じられていない答案が多数であった。

以 上